

【資料1】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度とは

制度概要

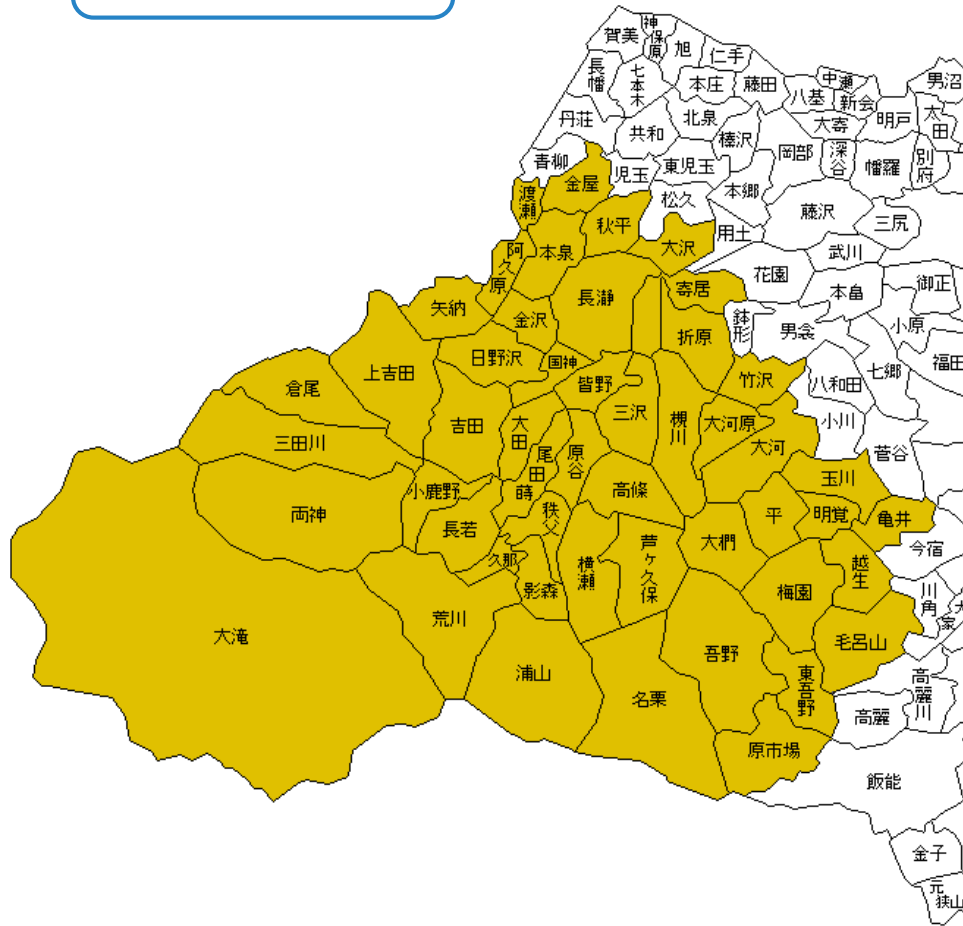
- 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って5年間以上農業生産活動等を行う場合に交付金を交付する制度。
- 平成12年度の創設以降、第1期～第3期対策まで実施し、平成27年度から第4期対策（平成27年度～令和元年度）が開始。

対象者

- 協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

中山間地域等直接支払制度とは

対象地域



- 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法8法のうち埼玉県に該当する3法)
- 農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- 3法（特定農山村法等）に指定された地域に地理的に接する地域

16市町村52地域が対象



傾斜等の基準（田：1/100以上、畑：8°以上）を満たす1ha以上の農地

中山間地域等直接支払制度とは

交付単価・対象農用地

急傾斜

※10aあたり

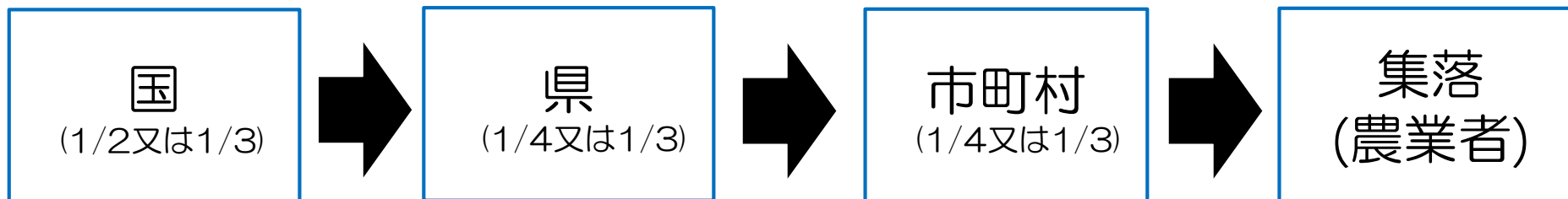
地目・傾斜	単価
田（1/20以上）	21,000円
畑（15° 以上）	11,500円

緩傾斜

地目・傾斜	単価
田（1/100以上）	8,000円
畑（8° 以上）	3,500円

交付金の流れ

() は負担割合



※ 交付金は集落の取り決めの下で、集落の農業生産活動等に資する経費として活用される。

中山間地域等直接支払制度とは

集落協定に定める活動内容

1 農業生産活動を継続するための活動（単価の8割を交付）

- ① 農業生産活動等
 - ・耕作放棄地の発生防止活動（法面の管理、鳥獣害防止対策等）
 - ・水路、農道等の管理活動
- ② 多面的機能を増進する活動
 - ・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

必須

※農業の有する多面的機能：水源の涵養、国土の保全など農業生産活動が行われることにより生じる食料その他農産物の供給など多様な機能

2 体制整備のための前向きな活動（1+2で単価の10割を交付）

A要件、B要件、C要件の中から1つを選択し、実施

- ・A要件：農業生産性の向上
- ・B要件：女性・若者等の参画を得た取組
- ・C要件：集団的かつ持続可能な体制整備

任意

中山間地域等直接支払制度とは

集落協定に定める活動内容うち体制整備のための前向きな活動

【A要件】

- 機械・農作業の共同化
- 生産条件の改良
- 担い手への農作業委託
- 高付加価値型農業
- 担い手への農地集積

※上記から2項目以上選択して実施。

【B要件】

- 新規就農者による営農
- 消費・出資の呼び込み
- 農産物の加工・販売

※上記から一つ選択し、協定参加者に女性、若者、NPO等を1名以上加える。

【C要件】

- 集団的かつ持続可能な体制整備

※協定参加者が高齢等により農業生産活動の継続が困難になった場合に、他の誰かに引き継ぐことを協定に位置づけるもの。

中山間地域等直接支払制度とは

集落協定に定める活動内容うち加算措置（任意）

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合

⇒地目にかかわらず協定農用地全体に 3,000円/10a 加算

【小規模・高齢化集落支援】

小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで活動を実施する場合

⇒田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a 加算

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全及び農産物の販売促進活動に取り組む場合

⇒田・畑 6,000円/10a 加算

中山間地域等直接支払制度とは

集落協定に定める活動内容うち加算措置（任意）

令和元年度のみ実施

③ 地域営農体制緊急支援試行加算 担い手を支える地域の体制の強化に取り組む協定に対し、試行的な加算措置を実施します。

【うち人材活用体制整備型】

援農ボランティアや就農等を目的とした移住体験の場の提供、世代交代の促進など新たな人材の確保・活用を進めるための取り組みや体制づくり等を行う場合
⇒地目にかかわらず協定農用地全体に 3,000円/10a 加算

ゆずの収穫ボランティア



【毛呂山町滝ノ入集落】

【うち集落機能強化型】

地域づくり、福祉、防犯団体など、営農以外の機能を伴った団体の設立や集落内外の営農以外の組織との連携体制の構築など集落機能を強化する取り組みを行う場合
⇒地目にかかわらず協定農用地全体に 3,000円/10a 加算

【うちスマート農業推進型】

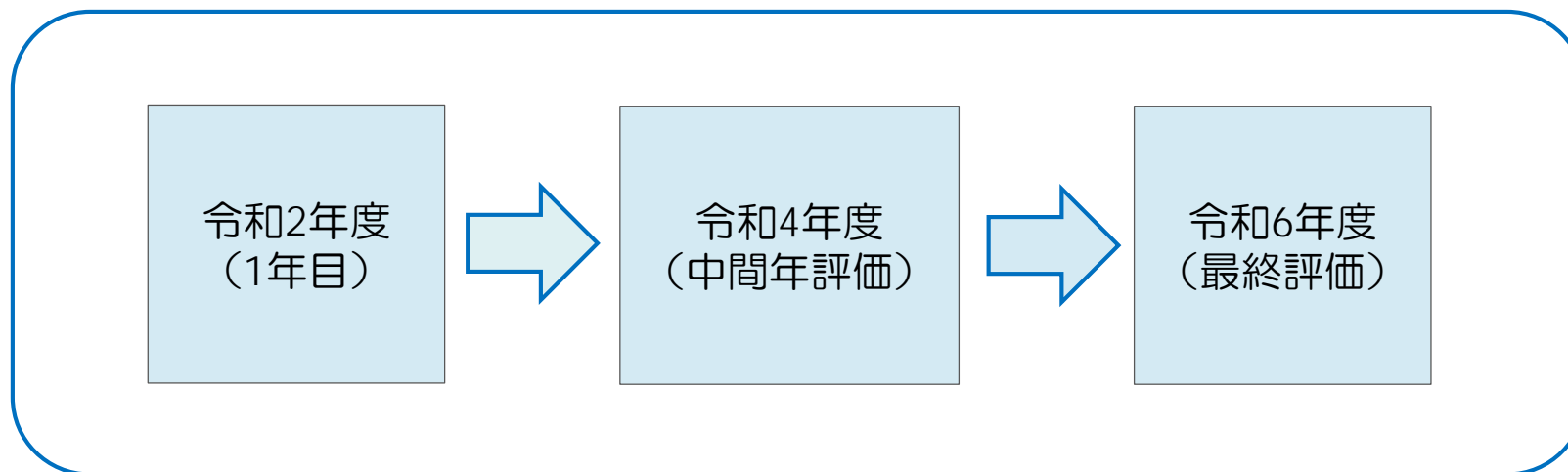
自走式草刈機による法面管理やドローンを活用した農薬散布など、営農活動の省力化を目的とした環境づくりを行う場合
⇒地目にかかわらず 6,000円/10a 加算

中山間地域等直接支払制度とは

その他

評価について

- 国の規定に基づき、本検討委員会で毎年度の実施状況の点検・取り組みの評価をいただく予定。
- 同様に本検討委員会において制度の中間年評価（令和4年度）及び最終年評価（令和6年度）」を審議していただく予定。



共同活動の事例

【農地の草刈り】



秩父市沢戸集落協定

【ゆずの出荷準備】



小鹿野町八谷集落協定

【獣害防止用の柵の設置】



皆野町立沢集落協定

【地域の景観形成】



東秩父村上ノ貝戸集落協定

【収穫での共同作業】



美里町円良田集落協定

【棚田オーナー制度】



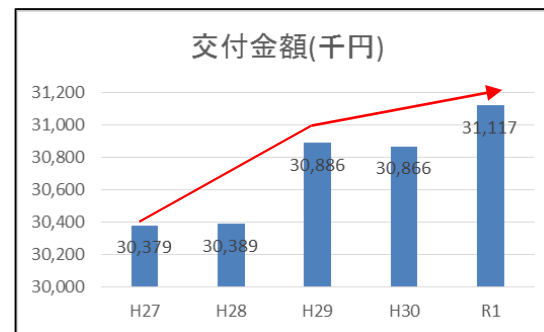
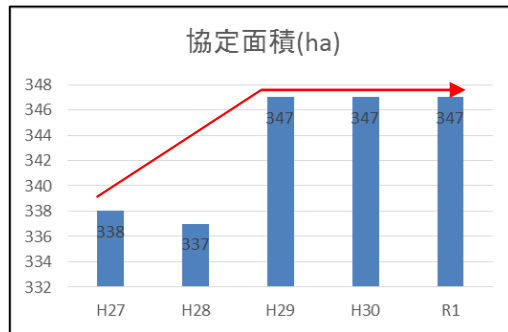
横瀬町寺坂集落協定

令和元年度の埼玉県の実施状況①

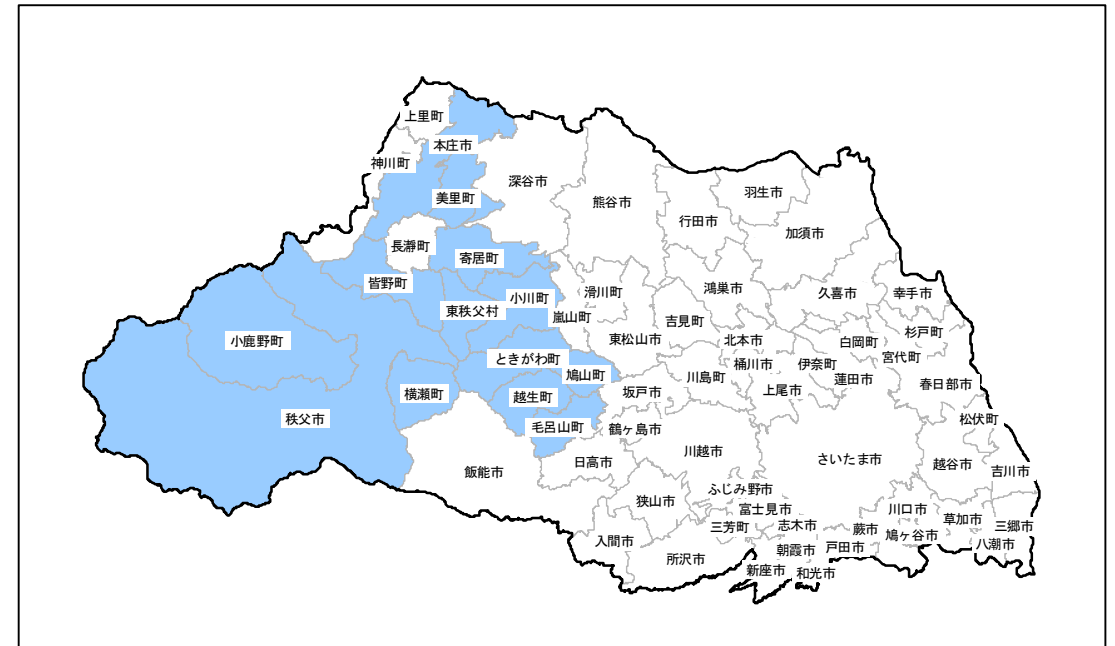
○ 取組市町村 13市町村、取組協定数 62協定、取組面積 347ha、交付金額 31,117千円

市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
実施市町村数	13	13	13	13	13
協定数	60	60	62	62	62
協定面積(ha)	338	337	347	347	347
前年度比面積増(ha)	-	-1	10	0	0
交付金額(千円)	30,379	30,389	30,886	30,866	31,117
協定参加者数(人)	1,432	1,434	1,483	1,483	精査中



令和元年度事業実施市町村



※対象になりうる16市町村のうち13市町村で実施

令和元年度の埼玉県の実施状況②

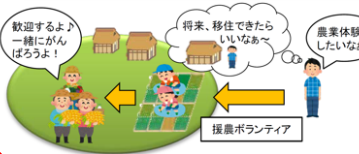
加算措置もあります

③ 地域営農体制緊急支援試行加算 平成31年度のみ

担い手を支える地域の体制の強化に取り組む協定に対し、試行的な加算措置を実施します。

【人材活用体制整備型】

新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を行う場合、協定農用地全体に加算します。



【対象活動の例】

- 援農ボランティア、農業体験等を通して行う外部人材の確保
- 就農等を目的とした移住体験の場の提供といった移住促進
- 世代交代の促進 など



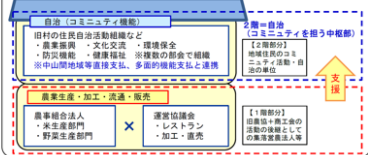
【加算額】

地目にかかわらず 3,000円/10a

【集落機能強化型】

主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体(地域運営組織等)を設立するなど、集落機能を強化する取組を行う場合、協定農用地全体に加算します。

「2階建て方式」の推進体制で実施する例



【対象活動の例】

- 地域づくり、福祉、防犯、農業レストラン経営など、営農以外の機能を伴った団体の設立
- 集落機能を強化するために集落内外の営農以外の組織との連携体制の構築など



【加算額】

地目にかかわらず 3,000円/10a

【スマート農業推進型】

省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う場合、協定農用地全体に加算します。

【加算額】

地目にかかわらず 6,000円/10a

【対象活動の例】

- 自走式草刈機による法面管理
- ドローンを活用した農薬散布 など



自走式草刈機の導入

※ 地域営農体制緊急支援試行加算は、4ページの「農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価)」に加え、加算対象活動を行えば加算されます。

令和元年度から新規の加算措置が制度に導入

埼玉県内では、毛呂山町で外部人材を活用したゆずの収穫ボランティアを実施し、交付金を受けている。

※令和元年度は加算措置を新たに実施したことで、交付金額が増加した。
(加算措置額：+257千円)



当該地域では、近年高齢化等により収穫しきれないユズが多くあるため、外部人材を活用して、収穫してもらうとともに、都市・農村交流を図りました。

令和元年度の埼玉県の実施状況③

外部人材確保、未収穫果実の収穫量増加を達成

もろやままち
【埼玉県毛呂山町】

人材活用
体制整備型

集落機能
強化型

スマート
農業推進型

【工夫のポイント】

- 農業者の高齢化、担い手不足等により未収穫となっているゆずが増加。
- 収穫ボランティアを誘致し、収穫のための人材確保及び都市農村交流を図る。
- 古くからのゆずの木が高木化しているため、ボランティア活用により、高齢農業者の怪我防止にも寄与。

【取組地域の概要】

- 位置 もろやままち
埼玉県毛呂山町

滝ノ入集落協定



- 地域の概要
 - ・ゆずにとって好条件な気候・地形。古くから「桂木柚子」のブランドとして、ゆず生産が盛んである。
- 主要作物
 - ・ゆず、梅 等

現状と課題

面積：0.8ha（田）、7.7ha（畑） 交付金額：107万円
協定参加者：農業者33人 協定開始：平成13年度

高齢化や担い手不足で収穫規模縮小

- 集落の農業従事者の高齢化率が進行（高齢化率 H17年：29%→H27年：35%）
- 担い手、働き手不足により収穫規模の縮小が課題



桂木ゆず・加工品



試行計算の取組内容

未収穫ゆずを減らし、都市農村交流を図る

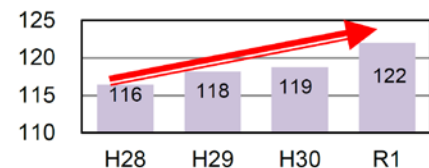
- 農業者等の高齢化により未収穫となっているゆずについて、一般ボランティアを活用して、収穫を行う。
- 町のHP等で公募し、集落の取組みを下支え。町内外からボランティアを集め、11月中旬から冬至の時期まで数回のボランティアを予定。
- 収穫ボランティアと集落地域の都市農村交流を図り、移住・定住の流れをつくる。



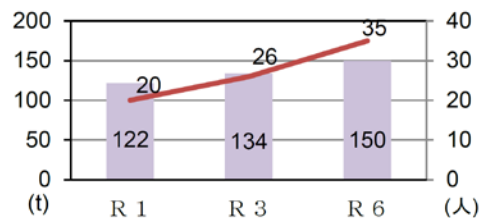
更にボランティアを増員し、未収穫ゆず0へ

- 令和元年度末時点における目標
一般ボランティア延べ20人導入見込み

グラフ：町内のゆずの収穫量・収穫目標(t)



- 将来的な目標
集落のゆずボランティアの更なる増員(35人)と町内のゆず収穫量の安定的確保(150t)



令和元年度 ボランティア実績

- 令和元年12月8日（日）に実施
※今年度はシーズン1回の実施
- 参加者:延べ29人
- 収穫実績:約400kg（コンテナ27箱）
- ゆずの栽培面積:約5.2ha

令和2年度の中山間地域等直接支払制度について

58-2 日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 26,100 (26,091*) 百万円】

<対策のポイント>

農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、**第5期対策（令和2～6年度）**では、**前向きな取組への支援を強化**します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和2～6年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,890) 百万円

○ 第5期対策では、**対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域**（保全を図る棚田等に限る）を**追加**し、以下の見直しを実施します。

① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化**

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

② 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**

③ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し** 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (201*) 百万円

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



* 令和元年度予算は中山間地農業ルネッサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

<事業イメージ>

【対象地域】 中山間地域等（**地域振興9法**等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（**集落戦略の作成**）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算（新設） 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 <small>〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕</small>	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算（継続） 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算（拡充） 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算（新設） 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算（新設） 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)⁴

中山間地域等直接支払制度特認基準について

特認基準とは

国が定める通常基準のほか、地域の実情に応じて都道府県知事が特別に中山間直接支払制度の対象地域として指定できる地域。

埼玉県の知事特認基準

※国ガイドラインと同基準

- ① 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
- ② 特定農山村法、山村振興法及び過疎法の指定区域に地理的に接する農用地（旧市町村単位）

平成29年に農林統計上の中山間地域が変更。
変更に伴い追加された地域を新たに編入する。

- 小川町・旧男衾村の一部、本庄市・旧松久村の一部、深谷市・旧尾島町の一部を新たに編入
※この場合の旧市町村とは、昭和25年2月1日における市町村の区域。
旧市町村の一部は、市町村合併等で昭和25年における市町村が分割・編入されたもの。

中山間地域等直接支払制度特認基準について

【令和2年度の埼玉県知事特任地域】

- ① 農林統計上の中山間地域：12市町21地域、
- ② 法指定地域に地理的に接する地域：6市町7地域

第3 特認基準を基として、知事が指定する地域（旧村単位）

1 山間農業地域及び中間農業地域

市町村名	特認該当地域
飯能市	吾野、東吾野、原市場
小川町	竹沢、大河、 <u>男衾村の一部</u>
ときがわ町	玉川
鳩山町	亀井
秩父市	尾田蒔、久那、高篠、大田、影森
皆野町	国神
長瀨町	(全域)
本庄市	秋平、 <u>松久村の一部</u>
神川町	渡瀬
美里町	大沢
寄居町	折原
<u>深谷市</u>	<u>尾島町の一部</u>
<u>12市町</u>	<u>21地域</u>

第3 特認基準を基として、知事が指定する地域（旧村単位）

1 山間農業地域及び中間農業地域

市町村名	特認該当地域
飯能市	吾野、東吾野、原市場
小川町	竹沢、大河
ときがわ町	玉川
鳩山町	亀井
秩父市	尾田蒔、久那、高篠、大田、影森
皆野町	国神
長瀨町	(全域)
本庄市	秋平
神川町	渡瀬
美里町	大沢
寄居町	折原
11市町	18地域

変更ナシ

2 特定農山村法、山村振興法及び過疎法の指定区域に地理的に接する農用地(旧市町村単位)

市町村名	特認該当地域
毛呂山町	毛呂山
越生町	越生
秩父市	原谷、秩父
皆野町	皆野
本庄市	金屋
寄居町	寄居
6市町	7地域

